

「知的財産推進計画 2016」の各施策の取組状況（抜粋）

2016年11月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画 2016」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画 2016」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成 29 年度要求額または平成 28 年度補正予算額、

[] 内金額は、平成 28 年度予算額又は平成 27 年度補正予算額

第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進（P 14～22）

【「知的財産推進計画 2016」の記述（概要）】

- 「つながる」ことがキーワードとなる第 4 次産業革命時代には、オープン・イノベーションを念頭に置き、オープン&クローズ戦略を軸として、多様な手法を駆使した知財マネジメントを実施していくことが重要。そのために、オープン・イノベーションにつながる産学連携及び産産連携をさらに活性化させるとともに、知的財産権として権利化すべきものは確実に権利化しつつ、標準化や営業秘密としての秘匿化を含め、プロイノベーションの知財システムを構築していく必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 産学・産産連携の機能強化
 - ② 戦略的な標準化
 - ③ 営業秘密の保護強化
 - ④ 知財マネジメント人材等の育成

【関係府省の主な取り組み】

≪戦略的な標準化≫（P 19）

- ⑨ スマートマニュファクチャリング、I o T 社会実現に向けた住宅設備連携、生活支援移動ロボットの非接触センシング等に関する国際標準化の獲得を国立研究開発法人と連携して実施中（平成 28 年度実施案件：47 件）。（42.0 億円[41.4 億円]）

（経済産業省）【36、40】

- ⑩ 中堅・中小企業等の標準化の推進のため、先端技術等に対応する「新市場創造型標準化制度」を活用し、平成 28 年 10 月 11 日までに 20 件の国内標準（J I S）化を決定。また、中堅・中小企業等向けに標準化に関する戦略的な活用についてのセミナーを継続的に実施中。（経済産業省）【37】
- ⑪ 認証機関の「新輸出大国コンソーシアム」への参加（平成 28 年 10 月 24 日現在、（一財）日本品質保証機構及び（一財）電気安全環境研究所が参加）や、海外の規制や認証に関する情報提供体制の整備等（29.8 億円の内数 [新規]）により、海外展開を目指す企業の海外認証取得支援を実施。（経済産業省）【38】
- ⑫ 国際標準化機関での議長等を担う専門人材育成のため、若手対象の「I S O / I E C 国際標準化人材育成講座」を年 2 回実施（延約 70 人卒業見込）。また、平成 29 年度開始を目指し、日本規格協会を中心に、経営層、標準化専門家、弁理士などの裾野人材向けに標準化に関する新たな資格制度を検討中。（経済産業省）【39】
- ⑬ 膨大な数の I o T 機器を迅速かつ効率的に接続する技術、異なる無線規格の I o T 機器や複数のサービスをまとめて効率的かつ安全に接続・収容する技術等の共通基盤技術を確立し、国際標準化を推進することを目的とする「I o T 共通基盤技術の確立・実証」を継続的に行うべく予算要求中。（4.0 億円 [3.5 億円]）（総務省）【40】
- ⑭ 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等推進のため、規格等策定のための検討会や普及のための説明会等の支援、国際機関等との連携・調整、海外への情報発信等の支援を実施。研修やモデル認証事業等の普及活動を拡充し予算要求中。（1.2 億円、0.5 億円（H28 補正）[0.9 億円]）。（農林水産省）【41】

《知財マネジメント人材等の育成》（P 2 1）

- ⑰ 中小・ベンチャー企業のグローバルな事業戦略において知的財産マネジメントが重要な役割を果たした事例等をもとに独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）において研修プログラム、教材等を作成。今後普及セミナーを実施予定。
（経済産業省）【50、51】
- ⑱ 企業経営者等を対象とした、研修プログラムの策定、知財ケースファイル等の教材開発、検証研修等を実施。今年度中に研修プログラムとして完成させ、民間での活用を図る予定。（経済産業省）【51】

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 知財教育の現状として、例えば現行学習指導要領には各教科等の特質に応じた創造性の涵養につながる力の育成が盛り込まれており、さらには知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学も知られているものの、初等中等教育の教科間の連携が不十分であること、教員を助ける手立てが不足していること、先進的な取組を実施する大学が一部に限られること等の課題も存在。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ①小中高等学校、大学等における知財教育の推進
 - ②地域・社会と協働した学習支援体制の構築
 - ③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

【関係府省の主な取り組み】

≪小中高等学校、大学等における知財教育の推進≫（P26）

- ① 発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の意義（保護・活用の重要性）に関する理解を育むという方向で学習指導要領の改訂を実施。学習指導要領の改訂に向けて、平成28年中に中央教育審議会において答申を受け、その後、文部科学省における改訂、周知・徹底、教科書作成等を経て、平成32年度より小学校から順次、新学習指導要領を実施予定。（文部科学省）【52】
- ② 知的財産教育に関する現状及び必修化を採用する大学等の取組について、国立大学工学部長会議等の各種会議で紹介し、各大学における取組を促進。また個別大学の取組状況等についてヒアリングを行い、特色ある取組を把握するとともに、必要に応じて助言を行うことなどにより各大学の自主的な取組を支援中。（文部科学省）【53】
- ③ 経営系専門職大学院で学ぶすべての学生が取得すべきと考えられる学習内容や共通的な到達目標を定めたコアカリキュラムを策定するに当たり、知財を含めたコア科目の在り方について、検討中（ビジネス分野：神戸大学、MO T分野：山口大学）。また、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて、法科大学院における優れた知財関係の先導的取組（北海道大学等）を評価して公的支援を加算するプログラムを実施。（文部科学省）【53】

≪地域・社会と協働した学習支援体制の構築≫（P26）

- ④ 地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するための「知財教育推進コンソーシアム（仮称）」の平成28年度内構築に向け、有識者、関係団体及び関係府省からのヒアリング並びに知財教育に関連するコンテンツ収集等を継続中。

（内閣府）【54】

- ⑤ 地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム（仮称）」の構築を促進するためのモデル地域を複数選定すべく、有識者からのヒアリング及び各地方における実践例の調査等を継続中。あわせて、地域コンソーシアム構築に向けた実態調査を行うべく予算要求中。（0.5 億円 [新規]）（内閣府）【55】

《知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備》（P27）

- ⑥ 平成 28 年度産業財産権制度問題研究「知財教育に資する教材のあり方に関する調査研究」において、有識者による委員会を開催して知財教育に資する教材等の在り方を検討し、28 年度末に報告書を取りまとめ。（2.5 億円の内数 [2.8 億円の内数]）。

（経済産業省）【56】

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進（P28～35）

【「知的財産推進計画2016」の記述（概要）】

- 我が国の競争力の底上げや地域経済の活性化を通じた地方創生のため、知財活用の普及・浸透は重要な課題。中小企業を「知財活用挑戦型」と「知財活用途上型」に分けて、特性に応じた中小企業の知財戦略の強化を図ってきたが、中小企業の知財意識の啓発とともに、支援施策自体へのアクセス性の改善が必要。農水分野においては、技術流出対策も含めた知財マネジメントの推進や海外における知財侵害対策の一層の強化が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 知財活用途上型中小企業に対する戦略的普及活動
 - ② 知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化
 - ③ 知的財産の権利化・標準化、その活用の支援
 - ④ 海外展開の強化
 - ⑤ 農林水産分野等における知財戦略の推進

【関係府省の主な取り組み】

≪知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化≫（P31）

- ③ 中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、金融機関からの融資につなげる包括的な取組として、知財ビジネス評価書作成支援（年間約150件）、知財融資促進のためのマニュアルの作成、知財金融シンポジウムの開催（平成28年度3地域）等の取組を実施。（経済産業省、金融庁）【65】